

# 宮城県動物愛護管理推進計画の概要

## 第1章 計画の改訂

### 【改訂の背景】

- 動物の愛護及び管理に関する法律（動物愛護管理法）の改正（公布：R1.6.19 施行：R2.6.1）
- 動物の愛護及び管理に関する施策を総合的に推進するための基本的な指針の改正（基本指針）（告示：R2.4.30 適用：R2.6.1）

### 【計画の目的】

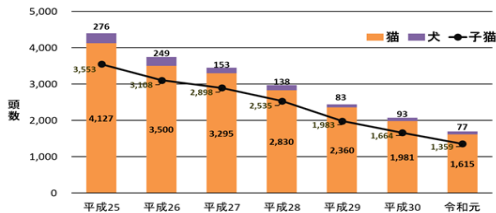
- 動物の愛護及び管理に関する県の基本的方向性や中長期的な目標を明確化
- 目標達成のための手段や実施主体を設定し、計画的かつ統一的に施策を遂行することのための基本的な方向性を定める

### 【計画期間】

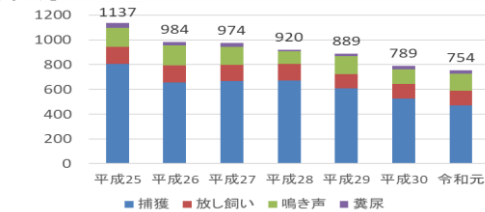
- 令和3年4月1日から令和13年3月31日までの10年間

## 第2章 宮城県の現状と課題

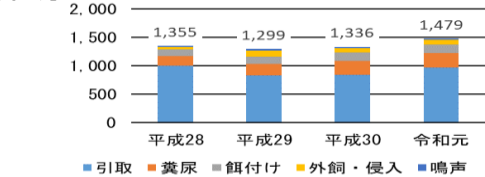
### 【犬・猫の引取り状況】



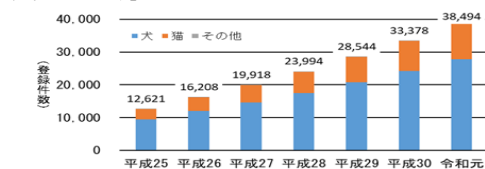
### 【犬の苦情件数】



### 【猫の苦情件数】



### 【マイクロチップ登録数】



## 第3章 動物愛護管理推進計画の基本理念と施策

### 【基本理念】

- 動物愛護を通じた生命を大切にす心の育成
- 動物の適正な管理に基づいた人と動物が共生する社会の形成
- 動物の愛護と管理に関する県民合意の形成と協働関係の構築

### 【将来の姿】

- 動物の生命を尊重する意識が向上している
- 飼養者の倫理が向上し動物が適正に飼養されている
- 動物取扱業が健全に営まれている
- 県民の間における動物の愛護及び管理についての合意が形成されている
- 関係者によるネットワークが構築されている

### 【数値目標】（令和12年度までに達成）

- 基本理念1 犬・猫引取り数：**800頭/年**  
 基本理念2 苦情件数：犬 **450件/年** 猫 **950件/年**  
 マイクロチップ登録数：**85,000件(延べ)**  
 基本理念3 動物愛護推進員の数：**100名**

### 施策・取組

#### 基本理念1 動物愛護を通じた生命を大切にす心の育成

##### 施策1 動物愛護思想の醸成及び終生飼養の推進

- 動物愛護思想の普及啓発と多様な主体との相互理解の醸成  
⇒地域の模範となる飼い主の育成
- 繁殖制限措置の推進 ⇒飼い主不明猫の不妊去勢への取組み等推進
- 犬、猫の終生飼養の推進

##### 施策2 動物愛護教育の実施

- 学校等における愛護教育等の実施  
⇒動物とのふれあい事業や出前講座活用による講話等

#### 基本理念2 動物の適正な管理に基づいた人と動物が共生する社会の形成

##### 施策3 動物の適正な飼養及び管理に関する知識の普及

- 普及啓発  
⇒地域の特性を踏まえた動物の飼養管理のあり方を考慮、地域猫活動への理解の促進
- 情報発信 <新規>  
⇒ホームページやSNS等のウェブサービスを積極的に活用
- 適正飼養に関する講習会等の開催
- 指導及び福祉部局等との連携  
⇒多頭飼育問題等不適正な飼養への対応強化
- 愛護動物の遺棄及び虐待の防止 <新規>  
⇒獣医師による通報義務の周知、警察との連携、遺棄・虐待防止に向けての情報発信

#### 施策4 犬の登録と狂犬病予防注射接種の啓発

- 関係機関・団体との連携による普及啓発  
⇒動物取扱業者の所有する犬の登録・狂犬病予防注射接種の徹底

#### 施策5 収容動物の返還及び譲渡の促進

- 鑑札、注射済票及びマイクロチップ等の装着による所有者明示の推進  
⇒マイクロチップの装着及び登録の促進、ウェブサービスの活用
- 譲渡の推進  
⇒動物愛護団体等との協働、ウェブサービスの活用
- 殺処分数の減少 <新規>  
⇒引取り数の削減と積極的な返還・譲渡の推進  
⇒譲渡不適・収容中死亡以外の殺処分数を可能な限りゼロへ

#### 施策6 動物取扱業の適正化

- 動物取扱業者への指導と育成の推進  
⇒関連法令の遵守義務の周知徹底、優良事業者の育成推進
- 動物取扱業者による普及啓発  
⇒業種又は取扱動物ごとの効果的な動物取扱責任者研修の開催
- 特定動物の適正な飼養保管の徹底  
⇒特定動物の愛玩目的での飼養・保管禁止及び特定動物の交雑による規制の周知推進

#### 施策7 動物の介在活動への理解の促進

- 盲導犬等に対する支援
- 動物介在活動に関する啓発
- 動物に対する配慮

#### 施策8 実験動物及び産業動物の適正な取扱いへの理解の促進

- 実験動物の適正な取扱いの促進
- 産業動物の適正な取扱いの促進

#### 基本理念3 動物の愛護と管理に関する県民合意の形成と協働関係の構築

#### 施策9 地域や社会の実情を踏まえた動物の愛護管理のあり方の合意形成

- 動物愛護推進員の拡充  
⇒推進員数の拡充、育成、活動支援
- 宮城県動物愛護推進協議会による協働関係の構築
- 研修会の実施  
⇒地域団体、企業等と協働による情報共有

#### 施策10 災害時における救護態勢の整備

- 救護態勢の整備  
⇒令和元年台風19号の被害について言及
- 大規模感染症発生時の対応 <新規>  
⇒災害対応に準じ、獣医師会、動物取扱業者等関係団体と連携